



金沢市公報

号外第3号の6

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●規 則

○金沢市における市民と動物が共生する社会の

推進に関する規則 (衛生指導課) 1

○金沢市青少年野外体験施設条例施行規則

(生涯学習課) 7

○金沢市長土壌青少年交流センター条例施行規

則 (〃) 10

○金沢市教育プラザ条例施行規則

(地域教育センター) 15

○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改

正する規則 (行政経営課) 21

規 則

金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山野之義

●金沢市規則第8号

金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）及び金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例（令和3年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(犬の係留義務の特例)

第3条 条例第10条第1号ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 自己の所有する住居その他の建物の内部又は丈夫なおり、柵、塀等の囲いの内部において、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれのない方法で犬を収容する場合
- (2) 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
- (3) 犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれのない場所及び方法で犬を訓練する場合
- (4) 犬を制御できる者が、犬を丈夫な綱、鎖等で確実に保持して移動させ、又は運動させる場合
- (5) 犬を制御できる者が、犬を展覧会、競技会その他これらに類する催物に出品し、出場させ、又は使用する場合
- (6) 生後90日以内の犬の場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがないと認められる場合

(多数の犬又は猫を飼養する者)

第4条 条例第15条第2項の規則で定める者は、生後90日を経過した多数の犬又は猫を同一の敷地内で飼養し、又は保管する者とする。

(犬又は猫の引取りの申請)

第5条 法第35条第1項本文の規定による犬又は猫の引取りの申請は、その所有者があらかじめ市長に申し出るとともに、飼い犬又は飼い猫の引取り申請書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 法第35条第3項の規定による犬又は猫の引取りの申請は、その拾得者その他の者があらかじめ市長に申し出るとともに、所有者の判明しない犬又は猫の引取り申請書（様式第2号）を市長に提出して行うものとする。

(引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第6条 条例第17条第4項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号アカ

らキまでのいざれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- (1) 犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合であって、次のアからキまでのいざれかに該当するとき。
- ア 法第14条第3項の犬猫等販売業者その他の動物取扱業者から引取りを求められたとき。
 - イ 引取りを繰り返し求められたとき。
 - ウ 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が市長からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていないとき。
 - エ 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められたとき。
 - オ 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められたとき。
 - カ あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を十分に行っていないとき。
 - キ 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加している事態が生じていることを理由として法第25条第4項の規定による改善命令を受けたにもかかわらず、当該改善命令に従わない者から犬又は猫の引取りを求められたとき。
- (2) 所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合であって、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められるとき。

(公示)

第7条 法第35条第3項の規定により犬若しくは猫を引き取り、又は法第36条第2項の規定により犬若しくは猫を収容した場合において、その所有者が判明しないときは、条例第19条第1項の規定により、次に掲げる事項を掲示、インターネットその他の方法により公示するものとする。

- (1) 引き取り、又は収容した日時及び場所
- (2) 当該犬又は猫の種類、品種及び性別
- (3) 当該犬又は猫の毛色、体格等身体上の特徴
- (4) 当該犬又は猫を引き取り、又は収容している場所
- (5) その他参考となる事項

(返還の申請)

第8条 法第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により収容された犬若しくは猫の返還の申請は、返還を求める者が、飼い犬又は飼い猫の返還申請書（様式第3号）を市長に提出して行うものとする。

(犬又は猫の譲受けの申出)

第9条 条例第20条第2項の規定による犬又は猫の譲受けの申出は、犬又は猫の譲受申出書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

飼い犬又は飼い猫の引取り申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により、次のとおり飼い犬又は飼い猫の引取りを申請します。

なお、今後、当該犬又は猫の返還請求等は行いません。

| 区分 | 名前 | 性別 | 種類 | 毛色 | 生年月日 | 体格 |
|----------------------|--|------------------|--------------|----|------------|----------|
| 犬・猫 | | オス メス | | | 年 月 日 歳 | cm kg |
| 不妊去勢手術 | マイクロチップ装着 | 犬の登録等 | | | 犬の咬傷歴 | |
| 未・済 | 未・済 (ID) | 鑑札No. 注射済票No. | なし あり(年月) | | | |
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 所有者の病気、死亡 <input type="checkbox"/> 計画外の繁殖 <input type="checkbox"/> 近所からの苦情 <input type="checkbox"/> 管理困難な攻撃的性格 <input type="checkbox"/> 転居(ペット飼育禁止住宅) <input type="checkbox"/> その他理由() | | | | | |
| 申請以前に 行った譲渡 活動 | <input type="checkbox"/> 親族、知人への譲渡の相談 (相談先：) <input type="checkbox"/> 動物病院、愛護団体等への相談 (相談先：) <input type="checkbox"/> 里親募集(方法：) <input type="checkbox"/> その他(具体的に：) 取組期間： 年 月 日～ 年 月 日 | | | | | |
| これまでの 申請回数 | <input type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 今回が()回目 | | | | | |
| 子犬・子猫 の場合等 | <input type="checkbox"/> 親の不妊去勢手術実施済 <input type="checkbox"/> 親の不妊去勢手術実施予定(手術予定日：) | | | | | |
| 動物取扱業に 関する申告 | <input type="checkbox"/> 動物取扱業者ではない | | | | | |

備考

- 1 身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を提示すること。
- 2 生後91日以上の犬については、犬鑑札と注射済票(最新年度のもの)を持参すること。

様式第2号(第5条関係)

所有者の判明しない犬又は猫の引取り申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、次のとおり犬又は猫の引取りを申請します。

なお、今後、当該犬又は猫の返還請求等は行いません。

| 区分 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 特徴 (首輪等) | その他 (ケガ等) |
|--------------|----|----|-------|----|-------------|--------------|
| 犬・猫 | | | オス・メス | | | |
| 犬・猫 | | | オス・メス | | | |
| 犬・猫 | | | オス・メス | | | |
| 拾得した日時 | | | | | | |
| 拾得した場所 | | | | | | |
| 拾得した時の 状況 | | | | | | |

様式第3号(第8条関係)

飼い犬又は飼い猫の返還申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する規則第8条の規定により、
 次の犬又は猫の返還を申請します。

1 返還を求める動物の所有者

| | | | |
|-----|--|---------|--|
| 住 所 | | | |
| 氏 名 | | 電 話 番 号 | |

※ 申請者と同じ場合は、記載不要です。

2 返還を求める犬又は猫

| 区分 | 犬・猫 | 種類 | |
|-------|-----------------------|------------|-------|
| 生年月日 | 年 月 日 (歳) | 性別 | オス・メス |
| 名前 | | 毛色 | |
| 特徴 | | | |
| 逸走の理由 | | | |
| 再発防止策 | | | |
| 犬の場合 | 登録年月日及び 登録番号 | 年 月 日 第 | 号 |
| | 注射済票交付年月日 及び注射済票番号 | 年 月 日 第 | 号 |

備考 身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を提示すること。

様式第4号(第9条関係)

犬又は猫の譲受申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申出者 住 所
 氏 名
 電話番号

犬又は猫を譲り受けたいので、金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 譲り受ける犬又は猫について

| | | | |
|----|-----|----|-------|
| 区分 | 犬・猫 | 種類 | |
| 年齢 | | 性別 | オス・メス |
| 名前 | | 毛色 | |
| 体格 | | 特徴 | |

2 飼養者について

| | | | |
|---|---|----------------|------|
| 飼養目的 | <input type="checkbox"/> 愛玩 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 飼養場所及び飼養責任者 | 住所 | | 電話番号 |
| | 氏名 | | 年齢 歳 |
| 飼養協力者 <input type="checkbox"/> 同意あり | <input type="checkbox"/> 同居の家族(人) | | |
| | 氏名 住所 | 申込者との関係 連絡先 | |
| 飼養環境 <input type="checkbox"/> 飼養許可あり | <input type="checkbox"/> 戸建て住宅(□自己又は家族所有 <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 集合住宅(構造 階建ての 階、間取り LDK) | | |
| | □犬 頭(種類、性別等) □猫 頭(種類、性別等) □その他 頭(動物種) |) | |

備考

- 1 身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を提示すること。
- 2 集合住宅又は借家の場合は、動物の飼養が承認されていることが分かるものを提示すること。

金沢市青少年野外体験施設条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山野之義

●金沢市規則第9号

金沢市青少年野外体験施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市青少年野外体験施設条例（平成12年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 青少年野外体験施設の使用期間は、4月1日から11月30日までとする。ただし、市長は、必要があると認めることは、これを変更することができる。

(使用の申請)

第3条 条例第6条の規定により、青少年野外体験施設の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市青少年野外体験施設使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第4条 使用申請書の受付期間は、青少年野外体験施設を使用する日（以下「使用日」という。）の6か月前の日の属する月の初日から使用日の1か月前の日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第5条 市長は、青少年野外体験施設の使用を承認したときは、金沢市青少年野外体験施設使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(入場の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 青少年野外体験施設の建物、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(原状回復)

第7条 青少年野外体験施設を使用する者は、その使用を終えたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則（令和3年教育委員会規則第7号）による廃止前の金沢市青少年野外体験施設条例施行規則（平成12年教育委員会規則第26号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第3条関係）

金沢市青少年野外体験施設使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

金沢市青少年野外体験施設を使用したいので、次のとおり申請します。

| 使用する施設 | | | | | | | | |
|---------------------|------------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-----|
| 使用の目的 | | | | | | | | |
| 使用の期間 | 年 月 日 (曜日) | 午前・午後 | 時 分 | から | 年 月 日 (曜日) | 午前・午後 | 時 分 | まで |
| 使 用 人 数 (引率者的人数含む。) | | | | | | | | |
| 使用日 | 小学生以下 | 中学生 | | 高校生 | | 一 般 | | 合 計 |
| (1日目) 月 日 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | |
| | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | |
| (2日目) 月 日 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | |
| | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | |
| (3日目) 月 日 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | |
| | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | |
| (4日目) 月 日 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | |
| | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | |
| (5日目) 月 日 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | |
| | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | |
| 合 計 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | 男 女 | |
| | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | |
| 使用責任者 | 氏名 | | | 連絡先 | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | |

様式第2号(第5条関係)

収年 第月 号日

金沢市青少年野外体験施設使用承認書

所在地
団体名
代表者氏名

金沢市長

年 月 日付で申請のあった金沢市青少年野外体験施設の使用については、次のとおり承認します。

| 使用する施設 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------------|---|-------|---|-------|-----|------------|---|-------|---|-------|--|
| 使用の目的 | | | | | | | | | | | | |
| 使用の期間 | 年 月 日 (曜日) | | 午前・午後 | | 時 分から | | 年 月 日 (曜日) | | 午前・午後 | | 時 分まで | |
| 使 用 人 数 (引率者の人数含む。) | | | | | | | | | | | | |
| 使用日 | 小学生以下 | | 中学生 | | 高校生 | | 一般 | | 合 計 | | | |
| (1日目) 月 日 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | | |
| (2日目) 月 日 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | | |
| (3日目) 月 日 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | | |
| (4日目) 月 日 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | | |
| (5日目) 月 日 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | | |
| 合 計 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | 計 | | | |
| 使用責任者 | 氏名 | | | | | 連絡先 | | | | | | |
| 条 件 | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | |

金沢市長土壠青少年交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山野之義

●金沢市規則第10号

金沢市長土壠青少年交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市長土壠青少年交流センター条例（平成31年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により、金沢市長土壠青少年交流センターの交流活動室、プレイルーム、多目的室、調理実習室、和室、音楽活動室、学習室、大集会室又は控室（以下「交流活動室等」という。）の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市長土壠青少年交流センター使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(使用申請書の受付期間)

第3条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 条例第7条に規定する活動団体（以下「活動団体」という。） 交流活動室等を使用する日（以下「使用日」という。）の3か月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで
- (2) 活動団体以外の団体 使用日の1か月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(使用承認書の交付)

第4条 市長は、交流活動室等の使用を承認したときは、金沢市長土壠青少年交流センター使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(情報通信を利用したシステムによる使用の申請)

第5条 第2条の規定にかかわらず、交流活動室等を使用しようとするものは、市長が指定する情報通信を利用した交流活動室等の使用を予約するためのシステムを通じて交流活動室等の使用の申請をすることができる。

2 前項の規定により、交流活動室等の使用の申請をしようとするものは、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとするものの申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の申請の受付期間は、第3条各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の規定による使用の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をしたものに同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の申請をしたもので、次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、これをもって、交流活動室等の使用の承認を受けたものとみなす。

- (1) 次号及び第3号に掲げるものの以外のもの 使用に先立ち交流活動室等の使用料（以下「使用料」という。）を納付したとき。
- (2) 活動団体 前項の規定による通知を受けたとき。
- (3) 条例第13条の規定により使用料を免除されたもの 当該使用料の免除に係る通知を受けたとき。

(使用料の減免)

第6条 条例第13条の規定に基づき使用料の減免を受けようとするものは、金沢市長土壠青少年交流センター使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第7条 交流活動室等の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その使用を終えたときは、直ちに交流活動室等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。

- (2) 許可を受けないで印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他金沢市長土壠青少年交流センターの職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則（令和3年教育委員会規則第7号）による廃止前の金沢市長土壠青少年交流センター条例施行規則（令和元年教育委員会規則第1号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

金沢市長土壌青少年交流センター使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

金沢市長土壌青少年交流センターを使用したいので、次のとおり申請します。

| | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----|
| 行事の名称 | | | | | | |
| 使用の目的（内容） | | | | | | |
| 使用人數 | | | | | | |
| 使用の日時 | 年 月 日（曜日） | | | 時時 | 分から分まで | |
| | 年 月 日（曜日） | | | 時時 | 分から分まで | |
| | 年 月 日（曜日） | | | 時時 | 分から分まで | |
| | 年 月 日（曜日） | | | 時時 | 分から分まで | |
| | 年 月 日（曜日） | | | 時時 | 分から分まで | |
| 使用施設 | 使用時間区分 | | | | | 摘要 |
| | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後A (午後1時から午後3時まで) | 午後B (午後3時から午後5時まで) | 夜間A (午後5時から午後7時まで) | 夜間B (午後7時から午後9時まで) | |
| <input type="checkbox"/> 交流活動室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> プレイルーム | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 多目的室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 調理実習室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 和室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 音楽活動室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 学習室1 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 学習室2 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 学習室3 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 大集会室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 控室 | | | | | | |
| 使用責任者 | 氏名 | | | | 連絡先 | |
| 使用料 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

備考 使用する施設の□の中にレ印を、使用時間区分に○印を記入してください。

様式第2号(第4条関係)

収年 第月 号日

金沢市長土堀青少年交流センター使用承認書

所在
団体名
代表者氏名

様

金沢市長

年　月　日　付けで申請のあった金沢市長土堀青少年交流センターの使用については、次のとおり承認します。

| | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----|
| 行事の名称 | | | | | | |
| 使用の目的(内容) | | | | | | |
| 使用人數 | 人 | | | | | |
| 使用の日時 | 年　月　日(曜日) | | | 時 | 分から | |
| | | | | 時 | 分まで | |
| | 年　月　日(曜日) | | | 時 | 分から | |
| | | | | 時 | 分まで | |
| | 年　月　日(曜日) | | | 時 | 分から | |
| | | | 時 | 分まで | | |
| 年　月　日(曜日) | | | 時 | 分から | | |
| | | | 時 | 分まで | | |
| 使用施設 | 使用時間区分 | | | | | 摘要 |
| | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後A (午後1時から午後3時まで) | 午後B (午後3時から午後5時まで) | 夜間A (午後5時から午後7時まで) | 夜間B (午後7時から午後9時まで) | |
| <input type="checkbox"/> 交流活動室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> プレイルーム | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 多目的室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 調理実習室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 和室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 音楽活動室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 学習室1 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 学習室2 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 学習室3 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 大集会室 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 控室 | | | | | | |
| 使用責任者 | 氏名 | | | | 連絡先 | |
| 使用料 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

様式第3号（第6条関係）

金沢市長土堀青少年交流センター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

金沢市長土堀青少年交流センターの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|------|---|-----------|
| 行 事 の 名 称 | | | | | | |
| 使 用 の 目 的 (内 容) | | | | | | |
| 使 用 の 日 時 | 年 | 月 | 日 | (曜日) | 時 | 分から まで |
| | 年 | 月 | 日 | (曜日) | 時 | 分から まで |
| | 年 | 月 | 日 | (曜日) | 時 | 分から まで |
| | 年 | 月 | 日 | (曜日) | 時 | 分から まで |
| | 年 | 月 | 日 | (曜日) | 時 | 分から まで |
| 使 用 施 設 | | | | | | |
| 使 用 料 の 額 | 円 | | | | | |
| 減 免 申 請 額 | 円 | | | | | |
| 申 請 の 理 由 | | | | | | |

金沢市教育プラザ条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山野之義

●金沢市規則第11号

金沢市教育プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体育館の使用の手続)

第2条 青少年健全育成センターの体育館（以下「体育館」という。）を団体で使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市教育プラザ青少年健全育成センターハイテクセンター使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 使用申請書の受付期間は、体育館を使用する日の3か月前の日の属する月の初日から当該体育館を使用する日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、体育館の団体での使用を承認したときは、金沢市教育プラザ青少年健全育成センターハイテクセンター使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

4 体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育館の使用料を納付したときは、これをもって、体育館の使用の承認を受けたものとみなす。

(使用料の減免)

第3条 条例第10条の規定に基づき体育館の使用料の減免を受けようとする者は、金沢市教育プラザ青少年健全育成センターハイテクセンター使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

(学習用教材の貸出し等)

第4条 条例第3条第7号の規定により貸出しをする学習用教材は、次に掲げる物とする。

- (1) ビデオ再生装置及びビデオテープ
- (2) 16ミリ映写機及び映画フィルム
- (3) スライド映写機及びスライドフィルム
- (4) 前各号に掲げる物のほか、市長が定める物

2 学習用教材の貸出しを受けることができるものは、学校、保育所、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）その他市長が適当であると認める団体とする。

3 学習用教材を利用しようとするものは、市長が別に定める利用に関する規程の手続によらなければならない。

(入所の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 金沢市教育プラザの施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(少年補導員)

第6条 青少年健全育成センターの補導に関する活動を実施するため、少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。

2 補導員は、業務計画に基づいて、補導が必要であると認められる少年の早期発見及び早期補導を行う業務（以下「補導業務」という。）を担任する。

3 補導員は、青少年健全育成センターに所属する職員のうちから、市長が任命する。

4 補導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補導員に欠員を生じた場合における補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 補導員は、補導業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 補導員は、補導業務に従事するときは、補導員証（様式第4号）を携帯するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年教育委員会規則第5号）の規定による改正前の金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号。次項において「旧教育委員会規則」という。）の規定によりされた体育館の使用の手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧教育委員会規則様式第1号及び様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

金沢市教育プラザ青少年健全育成センター体育館使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

団体名

氏名

金沢市教育プラザの青少年健全育成センターの体育館を使用したいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|----------|--------------------------------|-------------------------|-----|
| 使用する施設 | 金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館 | 金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲 | |
| 使用の目的 | | | |
| 使用の日時 | 年 月 日 (曜日) | 時 分から 時 分まで | |
| 使用予定の人員 | 人 | | |
| 特別の設備の設置 | する (設備の概要書を添えること。) | | しない |
| 主催者 | | 会場使用責任者の 住所及び氏名 | |
| 備考 | | | |

様式第2号（第2条関係）

収 第 号
年 月 日

金沢市教育プラザ青少年健全育成センター体育館使用承認書

住所

団体名

氏名 様

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった金沢市教育プラザの青少年健全育成センターの体育館の使用については、次のとおり承認します。

| | | | |
|----------|--------------------------------|-------------------------|-----|
| 使用する施設 | 金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館 | 金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲 | |
| 使用の目的 | | | |
| 使用の日時 | 年 月 日 (曜日) | 時 分から 時 分まで | |
| 使用予定の人員 | 人 | | |
| 特別の設備の設置 | する (設備の概要書を添えること。) | | しない |
| 主 催 者 | | 会場使用責任者の 住所及び氏名 | |
| 使 用 料 | 円 | | |
| 条 件 | | | |

様式第3号（第3条関係）

金沢市教育プラザ青少年健全育成センター体育館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
団体名
氏名

金沢市教育プラザの青少年健全育成センターの体育館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|--------|--------------------------------|-------|-------|
| 使用する施設 | 金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館 | | |
| 使用の目的 | | | |
| 使用の日時 | 年 月 日 (曜日) | 時 分から | 時 分まで |
| 使用料の額 | 円 | | |
| 減免申請額 | 円 | | |
| 申請の理由 | | | |

様式第4号（第6条関係）

(表)

第 号

補導員証

氏名

生年月日

上記の者は、金沢市教育プラザ青少年健全育成センターの少年補導員であることを証します。

金沢市長

印

有効期限 年 月 日まで

(裏)

金沢市教育プラザ条例施行規則（抜粋）

(この欄には、金沢市教育プラザ条例施行規則第6条の条文を記載すること。)

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山野之義

●金沢市規則第12号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

| | | | |
|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------|-----|
| | 情報政策課 ICT活用推進室 | 府内システム係 住民システム係 | 」を |
| | 交通政策課 歩ける環境推進課 | 交通政策係 歩ける環境推進係 | 」に、 |
| 「 | 東京事務所 | | |
| 交通政策部 | 交通政策課 歩ける環境推進課 | 交通政策係 歩ける環境推進係 | 」を |
| 「 | 東京事務所 | | 」に、 |
| | 行政経営課 公共施設マネジメント推進室 | 行政経営係 | 」を |
| | デジタル行政戦略課 | 行政経営係 デジタル推進係 システム管理係 | 」に、 |
| 「諸税係 納税奨励係」を「諸税係」に、 | | | |
| 「 | 町家保全活用室 | | |
| スポーツ部 | スポーツ振興課 金沢マラソン推進課 | スポーツ振興係 金沢マラソン推進係 | 」を |
| 「 | 町家保全活用室 スポーツ振興課 金沢マラソン推進課 | スポーツ振興係 金沢マラソン推進係 | 」に、 |
| 「 | 経済局 産業政策課 金沢港活性化推進室 | 産業政策係 | 」を |
| 経済局 | 産業政策課 金沢港活性化推進室 | 産業政策係 | 」に、 |
| 「 | 商工業振興課 労働政策課 働き方改革推進室 | 商業振興係 工業振興係 労働政策係 | |
| 営業戦略部 | クラフト政策推進課 企業立地課 観光政策課 誘客推進室 | クラフト政策推進係 企業立地係 企画係 観光係 | 」を |

| | | |
|---|---|----|
| 商工業振興課 クラフト政策推進課 企業立地課 観光政策課 誘客推進室 労働政策課 働き方改革推進室 | 商業振興係 工業振興係 クラフト政策推進係 企業立地係 企画係 観光係 労働政策係 | に、 |
|---|---|----|

「人権女性政策推進課」を「ダイバーシティ人権政策課」に、「人権女性政策推進係」を「ダイバーシティ人権政策係」に、「作成係」を「作成第1係 作成第2係」に、

| | | | |
|-----|--------------------|-------------|---|
| 福祉局 | 地域長寿課 地域包括ケア推進室 | 地域福祉係 長寿福祉係 | を |
|-----|--------------------|-------------|---|

| | | | |
|-------|---|---|----|
| 福祉健康局 | 福祉政策課 地域包括ケア推進室 健康政策課 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター | 地域福祉係 長寿福祉係 企画庶務係 健康推進係 医療助成係 庶務係 福祉健康第1係 福祉健康第2係 福祉健康第3係 | に、 |
|-------|---|---|----|

| | | | |
|--------|--|---|---|
| こども未来部 | 福祉指導監査課 子育て支援課 児童家庭相談室 城北児童会館 保育幼稚園課 こども相談センター 児童相談所 幼児教育センター | 福祉指導監査係 子育て支援係 児童育成係 企画庶務係 利用支援係 施設係 給付係 庶務係 相談第1係 相談第2係 心理判定係 一時保護係 幼児教育係 発達相談係 | を |
| 保健局 | 健康政策課 在宅医療支援室 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター 医療保険課 | 企画庶務係 健康推進係 医療助成係 庶務係 福祉健康第1係 福祉健康第2係 福祉健康第3係 庶務係 資格係 給付係 収納対策係 納入第1係 納入第2係 | |
| 保健所 | | | |

| | | | |
|--------|---|--|----|
| 保健所 | 福祉指導監査課 医療保険課 | 福祉指導監査係 庶務係 資格係 給付係 収納対策係 納入第1係 納入第2係 | |
| こども未来局 | 子育て支援課 児童家庭相談室 城北児童会館 保育幼稚園課 青少年健全育成センター 長土壌青少年交流セ | 企画庶務係 家庭福祉係 児童育成係 企画庶務係 利用支援係 施設係 給付係 青少年健全育成係 | に、 |

| | |
|---|---|
| センター 少年育成支援室 こども相談センター 児童相談所 幼児教育センター | 庶務係 相談第1係 相談第2係 心理判定係 一時保護係 幼児教育係 発達相談係 |
|---|---|

「温暖化対策室」を「ゼロカーボンシティ推進室」に、

| | | |
|-------|--------------------|--|
| 定住促進部 | 市街地再生課 | 庶務係 都心再生係 市街地整備係 |
| | 住宅政策課 空き家活用推進室 | 住宅政策係 |
| | 市営住宅課 建築指導課 | 企画庶務係 住宅管理係 住宅整備係 指導係 宅地係 審査第1係 審査第2係 |
| | 建物安全対策室 違反建築対策室 | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|---|---------------------|--|
| 市街地再生課 住宅政策課 空き家活用推進室 市営住宅課 建築指導課 建物安全対策室 違反建築対策室 | 都心再生係 市街地整備係 | |
| | 住宅政策係 | |
| | 企画庶務係 住宅管理係 住宅整備係 | |
| | 指導係 宅地係 審査第1係 審査第2係 | |
| | | |
| | | |
| | | |

改める。

第4条第1項の表中

| | | |
|--|----------------------|--|
| 3 創造都市ネットワークに関する事項 4 地方分権の推進に係る調整に関する事項 5 広域行政に関する事項 6 公共団体等の活動調整に関する事項 7 総合教育会議に関する事項 | 3 創造都市ネットワークに関する事項 | |
| | 4 地方分権の推進に係る調整に関する事項 | |
| | 5 広域行政に関する事項 | |
| | 6 公共団体等の活動調整に関する事項 | |
| | 7 総合教育会議に関する事項 | |
| | | |
| | | |

| | | |
|--|----------------------|--|
| 3 地方分権の推進に係る調整に関する事項 4 広域行政に関する事項 5 公共団体等の活動調整に関する事項 6 総合教育会議に関する事項 | 3 地方分権の推進に係る調整に関する事項 | |
| | 4 広域行政に関する事項 | |
| | 5 公共団体等の活動調整に関する事項 | |
| | 6 総合教育会議に関する事項 | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|-------|------------|--|
| 情報政策課 | 府内システム係 | 1 府内情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項 |
| | 住民システム係 | 1 住民情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項 |
| | I C T活用推進室 | 1 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 2 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|-------|-------|--|
| 交通政策課 | 交通政策係 | 1 総合交通体系に関する事項 2 公共交通の利用促進に関する事項 3 駐車場の適正配置に関する事項 4 その他交通政策の企画、立案及び推進に関する事項 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|----------|----------|--|
| 歩ける環境推進課 | 歩ける環境推進係 | 1 歩けるまちづくりの推進に関する事項 2 自転車等駐車場の運営に関する事項 3 交通安全の啓発及び指導に関する事項 |
|----------|----------|--|

改め、同条第2項を削る。

第5条の表中

| | | | |
|--|--|--|----|
| | | 3 金沢市役所・美術館地下駐車場に関する事項 | を |
| | | 3 金沢市役所・美術館地下駐車場に関する事項 4 公共施設等のマネジメントの推進に係る計画及び連絡調整 に関する事項 | に、 |

「、身分及び服務」を「及び身分」に、

| | | | |
|--|--|---|----|
| | | 2 職員の退職年金等に関する事項 3 職員の互助会に関する事項 4 その他職員の福利厚生に関する事項 | を |
| | | 2 職員の服務に関する事項 3 職員の退職年金等に関する事項 4 職員の互助会に関する事項 5 その他職員の福利厚生に関する事項 | に、 |

「行政経営課」を「デジタル行政戦略課」に、

| | | | |
|--|---------------|--|----|
| | | 7 民間活力の導入検討に関する事項 | |
| | 公共施設マネジメント推進室 | 1 公共施設等のマネジメントの推進に係る計画及び連絡調整 に関する事項 | を |
| | | 7 民間活力の導入検討に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 他係に属しない事項 | |
| | デジタル推進係 | 1 行政のデジタル変革に関する事項 2 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 3 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項 | に、 |
| | システム管理係 | 1 情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項 | |

| | | | |
|--|-------|---|---|
| | | 6 固定資産評価審査委員会に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 税務事務で他課及び他係に属しない事項 | |
| | 収入管理係 | 1 市税の収納に関する事項 2 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事項 3 納税環境の整備に関する事項 | |
| | 諸税係 | 1 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び宿泊税の賦 課に関する事項 | を |
| | 納稅奨励係 | 1 納稅協力会及び納稅貯蓄組合に関する事項 2 口座振替による納稅に関する事項 3 市税に係る各種証明及び閲覧に関する事項 4 税思想の普及向上に関する事項 | |

| | | |
|-------|---|---|
| | 6 納税協力会及び納税貯蓄組合に関する事項 7 税思想の普及向上に関する事項 8 固定資産評価審査委員会に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 稅務事務で他課及び他係に属しない事項 | |
| 収入管理係 | 1 市税の収納に関する事項 2 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事項 3 紳税環境の整備に関する事項 4 口座振替による納税に関する事項 | に |
| 諸税係 | 1 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び宿泊税の賦課に関する事項 2 市税に係る各種証明及び閲覧に関する事項 | |

改める。

第6条第1項の表中

| | | |
|-----------|---|---|
| 町家保全活用室 | 1 町家の保全及び活用に関する事項 2 金澤町家情報館に関する事項 | を |
| 町家保全活用室 | 1 町家の保全及び活用に関する事項 2 金澤町家情報館に関する事項 | に |
| スポーツ振興課 | 1 スポーツ振興施策の企画及び推進に関する事項 2 スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励並びに団体等の指導助言及び育成に関する事項 3 スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項 4 公益財団法人金澤市スポーツ事業団に関する事項 | |
| 金沢マラソン推進課 | 金沢マラソンの開催に関する事項 | |

改め、同条第3項を削る。

第7条第1項の表中

| | | |
|-----------|---|---|
| | 5 その他工業及び鉱業の振興に関する事項 | を |
| クラフト政策推進課 | 1 クラフト文化のビジネス化の推進に関する事項 2 伝統工芸品産業の振興に関する事項 3 ファッション産業の振興に関する事項 4 創造都市ネットワークに関する事項 | に |
| 企業立地課 | 1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項 2 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項 | |
| 観光政策課 | 1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 観光宣伝に関する事項 4 観光行事に関する事項 5 コンベンション都市の推進に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他係に属しない事項 | |

| | |
|-------|--|
| 観光係 | 1 着地型観光に関する事項 2 広域観光に関する事項 3 都市間交流に関する事項 |
| 誘客推進室 | 1 国内の誘客の推進に関する事項 2 海外の誘客の推進に関する事項 |

改め、同条第2項を次のように改める。

2 金沢営業戦略室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

| 局等 | 分掌事務 |
|---------|-----------------------------------|
| 金沢営業戦略室 | 1 首都圏における企業、観光客、コンベンション等の誘致に関する事項 |

第8条第2項の表中「部等」を「局等」に改める。

第9条の表中「人権女性政策推進課」を「ダイバーシティ人権政策課」に、「人権女性政策推進係」を「ダイバーシティ人権政策係」に、

| | |
|--|----|
| 4 女性施策の総合的な推進に関する事項 | を |
| 4 多様な人材の活躍の推進に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 5 計量器及び商品量目の検査に関する事項 | に、 |
| 近江町消費生活センター 1 消費者の自立支援及び消費者保護に関する事項 2 計量器及び商品量目の検査に関する事項 | を |
| 近江町消費生活センター 1 消費者の自立支援及び消費者保護に関する事項 | に、 |
| 作成係 1 次の事項に係る文書の作成及び交付に関する事項 ア 戸籍の証明に関する事項 | を |
| 作成第1係 作成第2係 1 次の事項に係る文書の作成及び交付に関する事項 ア 戸籍の証明に関する事項 | に、 |
| 5 住居表示台帳の管理に関する事項 | を |
| 5 住居表示台帳の管理に関する事項 (各係は、課長が定める事項をそれぞれ担当する。) | に |

改める。

第10条の見出し及び第1項中「福祉局」を「福祉健康局」に改め、同項の表中「地域長寿課」を「福祉政策課」に、

| | |
|---|---|
| 4 認知症施策の推進に関する事項 | を |
| 4 認知症施策の推進に関する事項 5 居宅等における医療の計画に関する事項 | |
| 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 救急医療に関する事項 | |

| | | |
|--|---------|---|
| | | 4 金沢広域急病センターに関する事項（駅西福祉健康センターが所管する事項を除く。） 5 簡易水道に関する事項 6 公益財団法人金沢健康福祉財団に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 他係に属しない事項 |
| | 健康推進係 | 1 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 2 生活習慣病の予防に関する事項 3 健康増進事業の実施に関する事項 4 歯科口腔保健の推進に関する事項 5 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項 6 金沢健康プラザ大手町に関する事項 |
| | 医療助成係 | 1 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項 |
| 泉野 福祉 健康 セン ター 元町 福祉 健康 セン ター | 庶務係 | 1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項（健康政策課が所管する事項を除く。） 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 5 金沢広域急病センターの管理運営に関する事項（駅西福祉健康センターに限る。） 6 福祉健康センターの庶務に関する事項 |
| | 福祉健康第1係 | 1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項 |
| | 福祉健康第2係 | 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 |
| 駅西 福祉 健康 セン ター | 福祉健康第3係 | 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項 7 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 8 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 9 乳幼児の集団健康診査に関する事項 10 母子健康手帳の交付に関する事項 11 こども広場に関する事項 12 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 13 高齢者等の相談に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） |
| | | (各係は、区域、事業等により所長が定めるものをそれぞれ担当する。) |

| | | |
|---------|---------|--|
| 福祉指導監査課 | 福祉指導監査係 | 1 福祉事務所の指導監査に関する事項 2 社会福祉法人及び社会福祉事業等の指導監査に関する事項 |
|---------|---------|--|

に、

を

| | | |
|---------|---------|---|
| 福祉指導監査課 | 福祉指導監査係 | 1 福祉事務所の指導監査に関する事項 2 社会福祉法人及び社会福祉事業等の指導監査に関する事項 |
| 医療保険課 | 庶務係 | 1 国民健康保険運営協議会に関する事項 2 国民健康保険保健事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項 |
| | 資格係 | 1 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 2 国民健康保険料の賦課に関する事項 3 後期高齢者医療制度の資格に係る届出及び申請の受付に関する事項 |
| | 給付係 | 1 国民健康保険の給付に関する事項 2 後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項 |
| | 収納対策係 | 1 収納施策の企画及び調整に関する事項 2 国民健康保険料納付組合に関する事項 3 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項 |
| | 納入第1係 | 1 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分に関する事項 |
| | 納入第2係 | (各係は、課長が定める区域の住民をそれぞれ対象とする。) |

改め、同条第2項を次のように改める。

2 保健所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

| 局等 | 分掌事務 |
|-----|--|
| 保健所 | 1 法令に基づく保健所事務 2 金沢市衛生事務委任に関する規則に定める事項 3 養育医療に関する事項 4 育成医療に関する事項 5 小児慢性特定疾病医療支援に関する事項 |

第11条を次のように改める。

(こども未来局の各課等の分掌事務)

第11条 こども未来局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

| 課等・係 | 分掌事務 |
|--------|---|
| 子育て支援課 | 企画庶務係 1 児童福祉及び少子化対策の推進に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 金沢市育英会奨学資金に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 |
| | 家庭福祉係 1 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関する事項 2 助産施設及び母子生活支援施設に関する事項 3 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項 4 女性の保護更生に関する事項 |
| | 児童育成係 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 児童館に関する事項 3 放課後児童クラブに関する事項 |

| | | |
|-------------|--------------|---|
| | 児童家庭相談室 | 1 子どもの貧困対策の推進に関する事項 2 児童及び家庭に係る相談及び支援に関する事項 |
| | 城北児童会館 | 1 児童の健全な遊びの指導に関する事項 2 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項 3 城北児童会館の管理運営に関する事項 |
| 保育幼稚園課 | 企画庶務係 | 1 幼児教育及び保育に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 市立保育所に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項 |
| | 利用支援係 | 1 教育・保育施設の利用支援に関する事項 2 教育・保育施設の利用調整に関する事項 3 教育・保育施設の利用者負担に関する事項 |
| | 施設係 | 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 教育・保育施設の整備及び支援に関する事項 3 地域型保育事業に関する事項 4 認可外の保育事業に関する事項 |
| | 給付係 | 1 教育・保育施設の給付に関する事項 |
| 青少年健全育成センター | 青少年健全育成係 | 1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 青少年の育成に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 |
| | 長土壌青少年交流センター | 1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項 4 青少年野外体験施設に関する事項 5 長土壌青少年交流センターの管理運営に関する事項 |
| | 少年育成支援室 | 1 地域青少年健全育成推進団体等の支援に関する事項 2 少年の補導に関する事項 |
| こども相談センター | 庶務係 | 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項に限る。） 3 児童家庭支援センターに関する事項 |
| 児童相談所 | 相談第1係 | 1 児童等に係る必要な調査に関する事項 |
| | 相談第2係 | 2 児童等に係る調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項 3 相談に係る専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 里親に関する事項 5 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項を除く。） （各係は、所長が定める種別の相談に係るものを作成する。） |
| | 心理判定係 | 1 児童等に係る必要な心理学的な判定に関する事項 |
| | 一時保護係 | 1 児童の一時保護に関する事項 |

| | | |
|----------|-------|---|
| 幼児教育センター | 幼児教育係 | 1 幼児教育及び保育に携わる職員の研修に関する事項 2 幼児教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 幼児教育センターの庶務に関する事項 4 他係に属しない事項 |
| | 発達相談係 | 1 幼児教育及び保育に係る相談に関する事項 2 幼児相談室に関する事項 |

第12条の表中「温暖化対策室」を「ゼロカーボンシティ推進室」に、「再生可能エネルギーの導入の推進」を「温室効果ガスの排出量の削減等」に改める。

第13条第1項の表中

| | | | |
|--|--|-------------------------------------|---|
| | | 2 木質都市の推進に関する事項 3 森本駅の周辺整備に関する事項 | を |
|--|--|-------------------------------------|---|

| | | | |
|--|--|-------------------|----|
| | | 2 木の文化都市の推進に関する事項 | に、 |
|--|--|-------------------|----|

| | | | |
|--------|--------|--|---|
| 市街地再生課 | 庶務係 | 1 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場に関する事項 2 公益財団法人金沢まちづくり財団に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項 | を |
| | 都心再生係 | 1 都心軸の再生に関する事項 2 市街地再開発事業に関する事項 | |
| | 市街地整備係 | 1 市街地の再生に関する事項（都心再生係が所管する事項を除く。） 2 防災まちづくりの推進に関する事項 3 土地区画整理事業に関する事項 | |

| | | | |
|--------|--------|--|---|
| 市街地再生課 | 都心再生係 | 1 都心軸の再生に関する事項 2 市街地再開発事業に関する事項 3 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場に関する事項 4 公益財団法人金沢まちづくり財団に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 他係に属しない事項 | を |
| | 市街地整備係 | 1 市街地の再生に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 2 防災まちづくりの推進に関する事項 3 土地区画整理事業に関する事項 | |

| | | | |
|-------|----------|---|---|
| 住宅政策課 | 住宅政策係 | 1 住宅政策の企画、調査及び推進に関する事項 2 定住促進施策の推進に関する事項 3 民間住宅の建築及び管理の相談に関する事項 4 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項に限る。） 5 瑞樹団地に関する事項 | を |
| | 空き家活用推進室 | 1 空き家等の活用の推進に関する事項 2 空き家等の適正管理に係る啓発に関する事項 3 特定空き家等に対する措置に関する事項 | |

| | | |
|---------|-------|---|
| 市営住宅課 | 企画庶務係 | 1 市営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）の企画に関する事項 2 市営住宅等の用途廃止及び譲渡に関する事項 3 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項 |
| | 住宅管理係 | 1 市営住宅等の入居、退去等の管理に関する事項 2 市営住宅等の家賃の賦課、徴収及び滞納整理等に関する事項 |
| | 住宅整備係 | 1 市営住宅等の建設に関する事項 2 市営住宅等の維持管理に関する事項 |
| 建築指導課 | 指導係 | 1 建築行政の企画、調査及び指導に関する事項 2 建築審査会に関する事項 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事項 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく届出等に関する事項 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく特定建築物の建築計画の認定等に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他係に属しない事項 |
| | 宅地係 | 1 都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する事項 2 建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定等に関する事項 3 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地及び優良住宅等の認定に関する事項 |
| | 審査第1係 | 1 建築基準法の規定に基づく確認、検査等に関する事項 |
| | 審査第2係 | 2 指定確認検査機関の指導等に関する事項 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定等に関する事項 4 昇降機等の定期報告に関する事項 (各係は、課長の定める区域をそれぞれ対象とする。) |
| 建物安全対策室 | | 1 建築物に係る耐震改修等安全対策の指導に関する事項 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定に基づく認可等に関する事項 3 地震による被災建築物の応急危険度判定に関する事項 |
| 違反建築対策室 | | 1 建築基準法の違反の防止に関する事項 2 違反建築物等の是正に関する事項 3 特殊建築物の定期報告に関する事項 |

改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年(2021年)3月31日 印刷 発行人
令和3年(2021年)3月31日 発行 発行所
定価 120円 印刷所 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市役所
金沢市役所
(株)共栄